

令和7年度（2025年度） 班長さんの手引き

入間台自治会

令和7年3月26日

	頁
〔目次〕 ●はじめに ●自治会での班長さんの役割	2
1. 市報・回覧等の配布について	3
2. 訃報の連絡について	3
3. 自治会費・募金等の集金について	3
4. 転入転出の手続きについて	4
5. 廃品回収について	5
6. 防犯パトロールについて	6
7. 自治会の行事（夏祭り・秋祭り）について	6
8. 各部局での活動について	7
9. その他	8
*異動届、訃報届、会費等集金袋見本	（巻末）

●はじめに

令和6年度の班長をお引き受けいただきありがとうございます。自治会運営委員会と共に楽しく活動していただきたいと思います。

今年度の自治会活動については、令和6年度総会資料「令和6年度事業計画・入間台自治会等行事予定（4月13日の第50回入間台自治会定期総会での承認が前提）」に従い実施してまいります。

自治会における班長さんの役割はこの「班長さんの手引き」に記載しておりますので、これを参考に活動をお願いいたします。さらに、班長さんは1月の新班長会議で6つの部局にそれぞれ配属になりましたので、各部局での活動項目に従い事業計画・行事を実施していただくことになります。

自治会では原則として毎月1日の「入間台だより」を発行しています。各回覧物には目を通していただけますようお願いいたします。また「入間台だより」に広報した方が良いと思われる「ちょっといい話」や「耳よりの情報」等がありましたら会長・各副会長にご連絡をお願いいたします。

●自治会での班長さんの役割

自治会の組織と運営は、自治会会則に記載されておりますので一度お目通しください。（会則は定期総会資料に記載してあります）

班長さんは、班の世話役としての役割とともに、自治会役員会の一員として、役員会及び所属専門部の活動に参加していただきます。

以下に主な活動を列挙し次頁から詳細をご説明いたします。

1. 市報・回覧などの配布
2. 訃報の連絡
3. 自治会費・募金等の集金
4. 転入・転出の手続き
5. 廃品回収
6. 防犯パトロール
7. 自治会の行事（夏祭り・秋祭等）
8. 各部局での活動
9. その他

1. 市報・回覧などの配布について

自治会では、会員の方々への周知事項などの回覧の他に、市や関係機関からの協力依頼で市報等の配布を取り扱っております。班長さんには第1、（第3日曜日）、月に2回集会所まで受け取りにきていただきます（配布・回覧があるときは一斉メール等で班長さんに連絡します）。

（1） 市報・回覧物などの配布物の受け取りについて

① 当該月 1 日付の市報・回覧・掲示・配布物については、第1日曜日の午後2時以降午後4時まで

② 当該月 15日付の回覧・掲示・配布物については、原則ありません。

配布物は、集会所内に設置した班毎のチェスト（40班毎の引き出し）に事務局が用意しますので、班長さんは準備完了後、上記の時間を目安に回覧・配布物をチェストから取り出し、配布・回覧をお願いします。

なお、緊急連絡は、原則ホームページと掲示板のみで通知します（事務局）が、必要に応じ回覧する場合は、資料をチェストに入れ班長さんに連絡します。

（2） 市報（広報いるま）発行予定表

① 毎月1日号：毎月1日発行（但し1月1日号は12月後半）

（3） その他

① 配布物の問合せ：事務局長、または副局長

2. 訃報の連絡について

班内でご不幸があった時は、以下の手続きをお願いします。

（1） 「訃報に関する記入事項」について、ご遺族のご要望を伺った上で記載し、遅滞なく事務局長もしくは副局長宛にご提出下さい。

（2） さらに「世帯移動届出書」についても、必要事項を記載し、遅滞なく事務局長または副局長宛にご提出下さい。

（3） 班長さんは訃報連絡が入りましたら、ご遺族の希望を伺った上で、必要であれば、別紙配布の至急回覧で、班内の回覧をお願いします。

（4） 事務局では班長さんからのご連絡に従って、当該班以外の回覧や、「入間台だより」への掲載をします。

※訃報の連絡先、訃報に伴う「訃報に関する記入事項」および「世帯移動届出書」の提出先
事務局長、または副局長

3. 自治会費・募金等の集金について

（1） 自治会費・募金等の集金・納金

① 集金・納金の方法は原則として、4月中に当該年度分を一括集金とします。

- ② 班長さんは、集金した自治会費・募金等について、4月の最終平日を目途（具体的日程、時刻等は年度毎に別途調整）に集会所に持参し、会計部に納金書を付して納金します。

（2） 自治会費

- ① 会費は、平成23年度から月額400円、年間4,800円（原則として年間分の一括納金）としています。
- ② 新規入居者（転入者）について：入会金400円及び月割会費（入居・自治会加入の翌月から年度末3月までの月数×400円）を集金し直接会計へ納金願います。
- ③ 転勤などで一時転出していた人が帰宅再転入のときは、入会金はいりません。
- ④ 転出者について：転出者への自治会費返金は、一括納入者について4月から7月の転出では3分の2（3,200円）、8月から11月の転出では3分の1（1,600円）を返金とします。12月以降の転出については、返金はありません。
- ⑤ 集金袋について：必要に応じ会計部が提供します。

（3） 募金等

- ① 募金等は、市・関係機関を通じた自治会への協力依頼に基づき会員の皆様へ募りますが、市・関係機関の募金月に拘わらず班長さんは、4月に自治会費と合わせて一括集金し直接会計へ納金願います。
- ② 予め各関係機関が示す目安額（赤十字社資のうち寄付金200円、愛の募金100円、社会福祉協議会会費・赤い羽根共同募金・歳末助けあい募金各300円、合計1,200円）を基準として納金をお願いします。
- ③ 市・関係機関への納金については、募金月毎に自治会が纏めて実施します。
- ④ 募金月と募金名（参考）
- 5月（6月1日納金）：赤十字社資
 - 6月（7月1日納金）：社会福祉協議会会費
 - 6月（7月1日民生委員へ納金）：愛の募金
 - 10月（11月1日納金）：赤い羽根共同募金
 - 11月（12月1日納金）：歳末助けあい募金
 - その他、年によって義援金などがあります。

（4） 賛同金・積立金

特別会計の、夏祭り賛同金・集会所補修改築積立金については、会員の協力による廃品回収収益の一部で代替されており、現在集金は中止されています。

（5） その他

自治会費・募金等の問合せ：会計部長、または副部長

4. 転入転出の手続きについて

班内に転入・転出があった場合は下記の手続きをお願いします。

異動届については、ご本人に書いていただくか、状況によっては聞き取りで、班長さんに記入いただいても結構です。

(1) 転入があった場合

《入居のしおり》と世帯異動届書用紙を持参し、**転入された方に自治会入会金と会費の説明をして必要事項の記入を依頼してください。**下欄の班長記入欄に入会金・会費等の金額を記入し、事務局長、または副局長にお渡しください。記入済みの世帯異動届書は、個人情報になりますので、取扱いにご配慮ください。

自治会費は、転入日の翌月分からいただきます。

上記「3. 自治会費・募金等の集金について」の(2)②を参照してください。

(2) 転出があった場合

世帯異動届書用紙を持参し、転出される方に必要事項の記入を依頼してください。

会費返金額など、下欄の班長記入欄に記入し、事務局長、または副局長にお渡しください。
返金が生じる場合は、会計部から転出者へ連絡しますので、会計部長へも連絡ください。

記入済みの世帯異動届書は、個人情報になりますので、取扱いにご配慮ください。

上記「3. 自治会費・募金等の集金について」の(2)④を参照してください。

(3) 団地内移動があった場合

建て替えなどのため団地内で移動があった時は、仮住まいの住所を事務局長・副局長にご連絡ください。団地内での転居についての取り扱いは、転入・転出の手続きに準じますが、詳細は事務局長または、副局長にお問い合わせください。

※転入転出の問合せ：事務局長、または副局長

5. 廃品回収について

廃品回収の収益金（売却金＋市補助金）は、従来別途集金の対象であった集会所の補修・改築積立金、夏祭り賛同金に充てられており、大変貴重な財源となっております。回覧で回収のお知らせやお願い、報告が環境衛生部からされておりますが、市の資源ごみの日に出さずに、極力、自治会の廃品回収日に出して頂くよう班の方に協力をお願いしてください。

回収日	回収品
毎月第1日曜日 1月の回収はありません。 そのかわり、12月は下旬にも回収します。	新聞・雑誌 段ボール 雑紙

※小雨の場合実施します。

中止の時はなるべく早く連絡網でお知らせしますが、班長さんが置き場所に中止の表示をしていただけるとなお周知されますのでよろしくお願いします。

※廃品回収の問合せ：環境衛生部長、または副部長

6. 防犯パトロールについて

入間台の児童の下校時を地域パトロールで見守っています。

班長さんに班の方たちから募っていただいて、一年に一週間(月～金)通称亀の子坂付近と県道青梅線の手押し信号を渡る通学路に立っていただいています。朝の登校時は保護者の皆さんが特に信号で横断誘導されています。児童の下校時に毎日3時頃から4時半頃までの一時間程度を、無理のない範囲で見守っていただきたくお願いします。(短縮授業と行事等で変更もあります
が事前に連絡します)

県道青梅線の手押し信号ボタンは児童に押させてください。また指導員さんが(主に火曜日)いるときは、指導員さんの指示に従ってください。

一日にできればお二人以上で見守っていただきたいですが、お一人でも構いません。どなたも出ていただけない日があるときは、ご連絡ください。

暑い夏や寒い冬には負担となると思われますが、自然災害、交通事故、不審者などの報告も時々ありますので、入間台の将来を担う児童のためにご理解とご協力をお願いします。

パトロールのスケジュールについては防犯交通部より別途提示いたします。

※防犯パトロールの問合せ 防犯交通部長、または副部長

7. 自治会の行事(夏祭り・秋祭り)について

(1) 夏祭り：7月後半～8月前半開催予定

- ① 夏祭りは、夏祭り実行委員会の企画・運営のもとに開催されます。
- ② 実行委員会は自治会役員会、ことぶき会、子供会育成会、自治会をサポートする会、おしゃべりサロンを中心に構成され、自治会役員会からは会長、各部局長、各副部局長がメンバーとなります。
- ③ 上記メンバーを除く班長さんは、所属専門部の部局長から要請がありましたら、出来る範囲内で活動に参加をお願いします。
- ④ 模擬店出店については、一部を除き自治会をサポートする会・おしゃべりサロン・少年野球その他のサークルにお願いし、来賓の接待等については極力ボランティアにお願いしています。

(2) 秋祭り：11月後半開催予定

- ① 秋祭りは、従前の文化祭を発展させ秋祭りとしたもので、秋祭り実行委員会の企画・運営のもとに開催されます。
- ② 実行委員会は、自治会運営委員会、ことぶき会、子供会育成会、自治会をサポートする会及びおしゃべりサロンを中心に構成されています。
- ③ 班長さんは、所属専門部の部局長から要請がありましたら、出来る範囲内で活動に参加をお願いします。

- ④ フリーマーケットとは別に、サポートする会・おしゃべりサロン・少年野球その他のサークルに模擬店の出店をお願いしておりますが、餅つき・野菜販売等については、極力ボランティアをお願いしています。

8. 各部局での活動について

班長さんの所属する部局での諸活動は全て所属部局長からの要請に基づき行なわれます。部会・打ち合わせが開かれますので、楽しい仲間となって1年間各部局で活動をお願いします。

以下に班長さんの主な部局での活動項目を列挙します。なお、夏祭り、長寿祝賀会、秋祭り等の入間台自治会主催の各種イベント、ならびに天王祭、万燈祭への参加については、各部局の皆様の協力をお願いします。その際の役割等（各部局の所で記載した役割を除いて）については、実行委員会ならびに運営会議で決定します。

(1) 事務局

- ① 総会等の準備、お手伝い
- ② 市報・回覧配布の準備
- ③ 集会所使用の管理
- ④ 7月：天王祭の接待（かま跡公園）のお手伝い
- ⑤ 夏祭りの受付・抽選会など全体の準備、運営
- ⑥ 秋祭りの模擬店の運営

(2) 文化福祉部

- ① 9月：長寿祝賀会の企画、準備、運営
- ② 夏祭りの司会進行など
- ③ 秋祭りの準備、運営

(3) 体協部

- ① 5月：グラウンドゴルフ大会のお手伝い
- ② 7月：主婦玉入れ大会のお手伝い
- ③ 10月：東金子地区体育祭のお手伝い
- ④ 2月：ミニ駅伝大会のお手伝い

(4) 環境衛生部

- ① 市民清掃デーのお手伝い
- ② 空き缶拾い等環境衛生行事のお手伝い
- ③ 飼い主のいない猫の捕獲等のお手伝い

(5) 防犯交通部

- ① 防犯訓練のお手伝い
- ② 防犯灯管理の窓口
- ③ 防犯パトロールへ自主参加

(6) 会計部

- ① 自治会費の集約
- ② 募金等の集約
- ③ 夏祭り祝儀対応等

9. その他

(1) 班会

班会（班毎の会合）には、お茶代として、自治会から班会補助（班の会員世帯数×100円）がでますので利用してください。補助金領収書を事務局長・副局長に届けて受取るようお願いいたします。

(2) 報償金

自治会の組織を通じた市政への協力に対する謝礼として、入間市から自治会報償金が支給されます。報償金の支給額は、年次により変動し、その活用は自治会の判断に委ねられていますので、年度末に決定の上支給します。参考までに令和4年度の支給額は「固定額3,600円＋班内の会員世帯数×200円」でした。

(3) 自治会活動保険

自治会は、役員の自治会活動中・会員の行事参加中のけがに対する傷害補償、夏祭りや体育祭が中止になったときの費用損害補償、損害賠償責任費用等が補償される、自治会員全員を対象とした自治会活動保険に加入しています。

(4) 集会所の利用

集会所の利用は、集会所の利用基準に基づいて行われています。

(5) 集会所の掃除

各サークルで、月一回、使用場所の丁寧な掃除を行っていただきます。（トイレ等）
その他、集会所を利用したあとの整理整頓、清掃をお願いしています。

以上、班長の活動について説明させていただきました。従来よりも班長さんの負担は軽減されてきていると思います。「出来ることを出来る範囲で」自治会活動に参加してください。

班長さんの活動、1年間よろしくお願いいたします。

入間台団地に転入の方へ

入間市東金子地区第19区（入間台自治会）

入居のしおり

この度は、入間台団地へのご入居、心より歓迎申し上げます。当団地は、住み良い地域社会を作るため、自治会を組織し活動しております。この「しおり」は、新しく団地へ入居される方に対する自治会からのお知らせとお願いです。是非、ご一読いただき、自治会活動へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

1 自治会への入会	当団地は、入間市より市報の配布をはじめ、防犯灯や公園の管理を委託されております。また、衛生・消防・交通・防犯など、環境維持に重要な会議体にも加入しております。これらの維持管理費は、自治会費より支出されており、団地入居の方には自治会への加入をお願いしております。	
2 世帯異動届出書	ご家族名などは、団地世帯の把握と非常時の連絡のために、ご記入をお願いしております。事務局において厳重に保管いたします。なお、この届出書により自治会加入の手続きとします。	
3 自治会費・募金 班長さんが、集金に伺います。	原則として、 <u>1年分を一括</u> してお支払い頂くようお願いしております。 (1) 入会金： 400円 (2) 自治会費： 400円/月 入居の翌月から翌年3月まで（400円×月数） (3) 募金： 1,200円 日本赤十字や赤い羽根募金など、 <u>合計1,200円</u> を4月の自治会費等集金に合 わせてお納め頂いております。	
4 自治会役員	自治会活動を分担して進めるため、目安として居住2年以上の方に、班長（任期1年）の当番をお願いしています。	
5 準会員	ご都合により常駐されない方には、会費支払いのみで役員を免除することも可能ですので、班長へご相談ください。	
6 その他	(1) 廃品回収	毎月第一日曜日に、新聞・雑誌・ダンボールの回収を行っております。自治会の貴重な財源となりますので、午前9時までに、居住される班において所定の回収場所にお出してください。なお、紙パックは資源ゴミの日（や店舗回収箱など）にお出してください。
	(2) 団地内清掃	春と秋に団地内一斉清掃を実施しますので、いずれかの清掃日に参加いただけますようお願いいたします。
	(3) その他	納涼夏まつり、秋祭り、体育祭などのイベントがあり、その都度お知らせいたしますので、奮ってご参加ください。

班長→居住者→班長→副局長(転出入管理)→会長と民生委員、会計部長(コピー)、事務局長(原本)→副局長(保管)
(提出先) 入間台自治会長

秘

世帯異動届書

〒	—	班
住所	入間市新久	電話
商店名等(屋号)	—	街区

○で囲む→団地案内図に「商店名」を記載

する
しない

フリガナ	生年月日	職業または勤務先と電話番号
世帯主氏名	明大昭平	市外局番() 電話

家族の続柄	氏名	生年月日	備考(勤め先、就学状況等)
1		明大昭平	
2			
3			
4		昭平	
5		明大	
6			

太線枠の中は、記入漏れが
無いようにお願いします。

転入・転出などでは、会費の受領や返還が必要な場合が

ありますので、ご注意ください。ここも記入必須です。

ます。個人情報保護を遵守します。

*団地世帯の世帯主と住居人数の把握し、"団体扱い"簡易保険名簿(世帯主)に家族の異動や連絡先の変更等、異動が生じたときには、班長に連絡のうえ、変更対象項目だけにご記入いただき、ご提出下さい。

尚、転出(転居)時には"住所、世帯主欄と転出後の連絡先欄"にご記入下さい。

**** 班長記入欄 ****	入会金	円
世帯主に確認して、この用紙に記入して下さい。	会費	円(月より ケ月分)
(記入班長名:)	返金	円(月より ケ月分)

届出年月日	年	月	日
異動年月日	年	月	日
異動の種類	数字を○で囲む		
1. 転入(団地外より)	2. 転出(団地外へ)		
3. 転居(団地内の転居)	4. 世帯主・変更		
5. その他			
事由を記入			

変更する前の世帯主名	※世帯主変更の時記入
------------	------------

緊急時の連絡先(親族、親戚、知人等)

住所	電話番号
氏名	続柄
住所	電話番号
氏名	続柄
転出後の連絡先: 電話番号	
住所	氏名

入会金、会費、返金については、「班長さんの手引き」を確認ください。

令和5(2023)年12月29日改訂

保存期間: 世帯の全員が転居後の次の年度末まで

←返金は会計部長へ連絡 入間台自治会 事務局

班長→居住者→班長→副局長(転出入管理)→会長と民生委員、会計部長(コピー)、事務局長(原本)→副局長(保管)

年 月 日 記入

訃報に関する記入事項

(班 班長名)

様 (享年 歳)
お亡くなりになった日 : 年 月 日
街区 (—) : 班 喪主 : 様

ご逝去を悼み、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。
お取り込み中とは存じますが、お通夜、告別式のご予定をご記入くださいませ。

お通夜	日時	月	日	時	分	～	時	分
	場所名	電話			—	—		
	住所							
告別式	日時	月	日	時	分	～	時	分
	場所名	電話			—	—		
	住所							

自治会ではご遺族のお気持ちに添った形で、自治会員の方々にお知らせいたしますので回覧等のご希望をお伺いいたします。

なお、自治会では香典のお返しはご遠慮申し上げます。

1. 訃報回覧

- 当該班のみでよい
- 全部の班にお知らせする(下記の3)
- 回覧は不要

2. 掲示板への掲示

- する
- しない

3. 入間台だよりで後日お知らせする…入間台だよりは、自治会ホームページにも載ります。

- する
- しない

上記3項目について「●」を○で囲んでください。

4. お亡くなりになった方が世帯主の場合は新たに世帯主となるお方の名前をお書き下さい。

フリガナ	
お名前	

班長さんへ…「世帯異動届書」の記入もお願いします。

過去3年度分保管(事務局長) 令和5(2023)年12月29日 書式修正

<集金袋について>

- ◆ 会費を集金する際は、トラブル防止の為に、集金袋をご利用ください。
- ◆ 会員の方に、会費・募金・合計欄の金額の記入と、集金袋への現金の投入と押印をお願いして下さい。
- ◆ 班長さんは、集金袋を受領後、記入された金額と集金袋内の現金との照合をお願いします。会員の方の押印ならびに集金袋内の現金を確認後、受領印を押印し完了となります。
- ◆ 受領印の押印については、会員様の立会いのもと実施してください。
- ◆ 集金袋と現金は、集金日までに班長さんが回収・保管し、指定された集金日に現金ならびに集金袋の双方をご持参下さい。
- ◆ 紛失防止のため、集金袋は会計部にて保管し、来期集金の際に、会計部より次期班長さんへ手交いたします。

<集金袋記入例>

入間台自治会 集金袋					
O 班		入間台 太郎 様			
令和	会費	募金	合計	印	受領印
6年	4,800円	1,200円	6,000円	㊟	㊟
7年	4,800円	0円	4,800円	㊟	㊟
8年	円	円	円	(会員印)	(班長印)
9年	円	円	円		
10年	円	円	円		

入会金	400円（入会初年度のみ）	✓
年会費	4,800円（月/400円）	
募金 （任意）	赤十字募金	200円
	愛の募金	100円
	社会福祉協議会費	300円
	赤い羽根	300円
	歳末助け合い募金	300円
	合計	1,200円

← 入会金が含まれる場合は、
✓を入れてください

※会費・募金・合計金額をご記入頂き、記入した金額を入れて頂き、押印後班長さんにお渡し下さい。

- ◆ 年度の途中で班に転入があった場合は、会計部にて集金袋を入手して下さい。
- ◆ 転入の際の集金額は、転入翌月から翌年3月までの金額を集金して下さい（400円×月数）

例：5月転入の場合

月/400円 × 10ヵ月分（6月～翌年3月分）＝ 4,000円